

## 商標法（行政訴訟の提訴要件）

### 【書誌事項】

当事者：A社（原告） vs. 経済部（被告）

判断主体：智慧財産法院

事件番号：105年度行商訴字第113号

言渡し日：2016年12月23日


事件の経過：原告の訴えを棄却する

### 【判決概要】

訴願において、法定手続きに反する状況、または、その他法に反する状況があり、訴願機関から訴願を不受理とするという決定を受けたのであれば、訴願の申立てがなかったのと同然である。この状況において、原告が引き続き行政訴訟を提起した場合、訴願を申立てずに行政訴訟を提起した場合と同様の裁定（即ち、起訴に要件の不備があり、補正できないとして、法により棄却するとの裁定）をすべきである。

### 【事実関係】

A社は、「coco, Bonnie」を商標法施行細則第19条の第035類「ネットショッピング、靴の小売又は卸売、服の小売又は卸売、衣類の小売又は卸売、アクセサリーの小売又は卸売、装身具の小売又は卸売、輸入輸出代理サービス、テレビショッピング、通販、モール、百貨店、コンビニ、スーパーマーケット、デパート、広告宣伝機材の貸し出し、広告空間の賃貸、商店ショーケースデザイン、店頭ディスプレイデザイン」の商品やサービスに使用を指定し、登録商標を出願し、経済部第01723498号商標（以下「係争商標」という。）として登録した。訴外者スイスの香奈兒股份有限公司は、2015年10月28日に係争商標の登録が商標法第30条第1項第10及び11号に違反したとして、異議を申立てた。被告が審査し、係争商標の登録が商標法第30条第1項第11号に反すると認定し、2016年3月31日に中台異字第G01040642号商標異議審定書をもって、係争商標の登録を取り消すべきであるという処分を下した（以下「原処分」という）。A社は不服とし、訴願を申立てた。その後2016年6月23日に経済部は経訴字第10506306940号の決定書をもって、A社が期限までに訴願理由を補正しなかったとして、訴願を不受理とする決定した。A社は尚も不服とし、当裁判所に行政訴訟を提起した。

	係争商標	引用商標
商標 図		COCO (添付図 2)
番号	註冊第 1274328 号	先使用 (未登録)

指 商 名	定 品 ネットショッピング、鞋の小売又は卸売、服の小売又は卸売、衣類の小売又は卸売、服飾配件の小売又は卸売、首飾の小売又は卸売、輸入輸出代理サービス、テレビショッピング、通販、モール、百貨店、コンビニ、スーパーマーケット、デパート、広告宣伝機材の貸し出し、広告空間の賃貸、商店ショーケースデザイン装飾、店頭ディスプレイデザイン	香水、化粧品及び革製品
-------------	---	-------------

### 【判決内容】

1. 行政訴訟法第4条に、台湾の行政救済制度は訴願前置主義を採用するとの明文の規定があるため、訴願を申立てずに、行政訴訟を提起した場合は、起訴要件の不備に該当し、補正することもできない。
2. 中央または地方機関の違法な行政処分により、自分の権利または法律上の利益が損害されたとして、訴願法に基づき訴願を申立て、その決定に不服がある場合、行政法院に審決取消訴訟を提起することができる行政訴訟法第4条第1項前段に明文の規定がある。上記条文の「訴願法に基づき、訴願を申立てる」ことは、訴願前置の規定に該当する。その目的は、行政機関が訴願制度を通じて自己審査することにより、司法機関が行政機関に対し頻繁に抑制・均衡を図るための審査をすることを避け、司法訴訟の資源を必要的で効率的に配分できるようにすることである。このことから、行政機関の違法な行政処分が権益を損害したとして訴願法により訴願を申し立てずに直接行政訴訟を提起した場合、起訴要件の不備に該当し、またその状況に対し補正できないため、行政訴訟法第107条第1項第10号により、却下の裁定をすべきである。
3. 訴願機関により実質的に審理されなかった場合は、訴願前置の規定に適合しない。訴願機関により訴願が法定手続に適合しないと認定された場合、訴願を申立てなかったことと同様になり、起訴要件の不備に該当する。また上述の訴願前置の立法意旨によると、「訴願法により訴願を申し立て、その決定に不服がある」とは、訴願機関が実質に審理してから下した決定に対するものをいう。訴願が法定の手続に反し、またはその他の違法状況があり、訴願機関から訴願を不受理とするという決定を受けた場合、当然、訴願を申立てなかったことと同然で、原告は引き続き行政訴訟を提起しても、当然訴願を申し立てずに行政訴訟を提起した場合と同様の裁定をしなければならない（即ち、起訴要件に不備があり、補正できないとして、法により却下の裁定をする）。

### 【専門家からのアドバイス】

1. 商標の行政救済の実務上、訴願を受理した機関による訴願処分は、原処分書をそのまま引用して書き写されたものもあり、原処分の見解を変更したものは多

くないため、訴願人の中には、商標の訴願手続は形式上必要であるものにすぎないという意見もある。実質的な争議を行う場合、智慧財産法院に行政訴訟を提起し、異なる見解がないかの判断を仰ぐ必要がある。そのため、訴願人の中には、訴願手続に費用をかけずに形式上の訴願申立てを行うにとどまり、実質的な訴願理由を提出せず、訴願が棄却されて智慧法院に係属されてから、起訴理由を補充する者もいる。

2. 実際、行政訴訟法第4条には「訴願法により訴願を申し立て、その決定に不服がある」としか規定していない。条文から見ると、訴願を申し立てる必要があると規定しただけであり、訴願が実質的な審理を経ないと、この要件に適合しないとは明文で規定されていない。
3. しかし、智慧財産法院の本件判決においては、訴願は実質審理を経てからはじめて訴願の前置主義の規定に適合すること、訴願の段階で理由が補充されなかったとして訴願が棄却されたことは訴願が申し立てられなかったのと同様であるため、救済として行政訴訟を提起することができるという規定に適合しないこと、またこの場合、補正できないので、法院が直接に却下すると裁定することとなることが明文で判示された。
4. 訴願の成功率は高くないものの、訴願における全ての法定要件に適合していなければ、その後の行政訴訟の起訴要件に影響が生じるので、留意しておく必要がある。